

美術品 DX による管理適正化・市場活性化推進事業委託実施要項

文化庁次長決定
令和4年6月8日

1. 趣 旨

文化庁では、我が国に所在する美術品の管理を適正化し、その情報を可視化することで国民の美術品へのアクセスの向上を図るとともに、我が国において美術品が資産として適切に扱われる状況の創出を目指している。

そのため、現在は個々に行われている美術館・博物館における美術品の管理方法を標準化するとともに、売買歴等の来歴情報の取り扱いを標準化する必要がある。

これらのことが実現できれば、所有権移転に係る情報の追跡が容易となり、美術品市場に対する信頼性を高め、市場の活性化に資することが期待できる。

そのため、本事業では、全国の美術館や民間コレクター等が保有する美術品等を I C タグ等で分散管理し、その情報を一元的に取得するシステムを導入することで美術品情報の提供、管理の適正化を図るとともに、美術品取引に係る追跡可能性を高めることで取引の透明性の向上を図るための取り組みを実施する。

2. 委託業務の内容

- (1) 本事業に関する事務局等業務
- (2) 本事業の実施に関する業務
- (3) 本事業の成果及び効果の定量的・定性的分析に関する業務
- (4) その他上記(1)から(3)の業務に付随する必要な業務

3. 業務の委託先

委託先は、次の(1)又は(2)の要件のいずれかを満たす我が国の団体(以下、「実施団体」という。)とする。

- (1) 法人格を有する団体
- (2) 法人格を有しないが、以下の要件を全て満たしている団体
 - ア 定款、寄附行為に類する規約等を有すること
 - イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - ウ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
 - エ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

4. 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から契約期間満了日までとする。

5. 委託手続

- (1) 実施団体が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、実施団体に対し業務を委託する。
- (3) なお、文化庁は、必要に応じて当該計画の見直しを求めることができる。

6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費（賃金）、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額）、再委託費及び一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、実施団体が本契約の定め違反したとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、又は委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部の返還を命じることができる。
- (3) 委託費の支払は、原則として精算払いとする。但し、文化庁が必要と認めた場合に限り、委託費の全部又は一部を概算払いすることができる。

7. 業務完了（廃止）の報告

実施団体は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）には、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から30日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなくてはならない。

8. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記7により提出された委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、実施団体へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9. その他

- (1) 文化庁は、実施団体における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、実施団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 実施団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、

文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。